

一 般 資 金

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人</p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組 合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金・設備資金 10年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、1年以内の据置可></p> <p>融資期間が1年以内の場合に限り一括返済可</p>
融資利率	◆取扱金融機関が定める固定金利
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</p> <p>※ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内</p>
担保・保証人	<p>◆保証協会の信用保証が必要</p> <p>◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫）</p>

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。